

平成24年11月30日判決言渡
同日原本領収
裁判所書記官 中尾千春

平成23年(ワ)第25656号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成24年10月2日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告株式会社よいルームネットワーク及び被告山本[]は、原告に対し、連帶して、404万2500円及びこれに対する平成23年8月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告株式会社よいルームネットワーク及び被告山本[]の負担とする。
- 4 この判決は、主文1及び3に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して、404万2500円及びこれに対する平成23年8月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、証券取引による損害の回復を求めていた原告が、被告山本[]（以下「被告山本」という。）からそれが実現するかのように欺罔されて、被告山本が代表者を務める被告株式会社よいルームネットワーク（以下「被告会社」といい、被告山本と併せて「被告山本ら」という。）との間で調査契約を締結させられ、高額の調査費用を支払わされた旨主張して、被告山本らに対しては、共同不法行為に基づく損害賠償（被告会社に対しては、予備的に当該契約の債務不履行解除に基づく原状回復請求）として、当該費用及び弁護士費用相当額

の支払を求め、被告会社の取締役を務めていた被告藤本■（以下「被告藤本」という。）及び被告石川■（以下「被告石川」といい、被告藤本と併せて「被告藤本ら」という。）に対しては、会社法429条（予備的には共同不法行為）に基づき、同額の損害賠償を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、いずれも当事者間に争いがないか、末尾に掲記した証拠等によつて容易に認めることができる（なお、以下の事実は、いずれも原告と被告会社及び被告山本との間においては争いがない。）。

(1) 原告は、昭和9年■月■日生まれの主婦であつて、後記(3)の契約締結当時74歳であり、当時から現在まで夫と二人暮らしである（甲8）。

被告会社は、各種情報の収集処理サービス業務、信用及び生命、身体、財産等の安全に関する調査業務等を目的とする株式会社であつて、被告山本は、被告会社の代表取締役であり、被告藤本及び被告石川は、少なくとも平成21年5月31日までは被告会社の取締役を務めていた者である（当事者間に争いがない。なお、被告藤本及び被告石川が同日に被告会社の取締役を退任したか否かは、後記のとおり当事者間に争いがある。）。

(2) 原告は、平成21年1月頃から、「街の法律家110番」を名乗つていた被告会社ないしその代表者である被告山本に対し、岡三証券株式会社（以下「岡三証券」という。）との証券取引や投資信託等の取引により被つた損害（以下「本件証券損害」という。）の賠償請求に関する相談をしていた（甲8、弁論の全趣旨）。

(3) 原告と被告会社は、同年10月27日、担当者を被告山本として、調査契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

この点、同日付け重要事項説明書には、業務内容を所在調査とする旨、所在調査に係る調査費用は、調査に要する経費分を着手金として支払い、対象者発見時に所定の成功報酬を支払う旨、本件における調査費用の予想額は3

67万5000円である旨の記載があり、本件契約に係る契約書（以下「本件契約書」という。）の「調査事項」欄、「料金内訳」欄及び「契約事項」欄には、以下の記載がある（甲1、2、乙イ2、弁論の全趣旨）。

ア 「調査事項」欄

「安田■氏の現勤務先及びそれに係わる調査」（同人は原告との取引に係る岡三証券の担当者であり、以下「安田」という。）、「調査期間 2009年10月28日（水）～」、「※成功報酬は14%とする。」

イ 「料金内訳」欄

「調査1件 800,000円」、「成功報酬お預り金 2,700,000円」、「小計 3,500,000円（消費税5% 175,000円） 合計 3,675,000円」

ウ 「契約事項」欄

調査契約料金は、上記「料金内訳」欄記載のとおりとするが、調査申込者が住所、氏名を秘匿する場合は、調査契約料金は調査開始前に全額支払うものとする（その場合の調査期間、時間、必要経費は全て事前に取り決め、その合計を調査契約料金とする。）。

(4) 原告は、平成21年10月29日、本件契約に基づき、被告会社に対して、367万5000円を振込送金した（甲3、弁論の全趣旨）。

3 争点及びこれに関する当事者双方の主張

(1) 被告山本らの原告に対する不法行為ないし被告会社の債務不履行の成否
(争点1)

(原告の主張)

ア 被告山本は、被告会社及び自らを「街の法律家110番」と名乗り、平成21年1月頃以降、原告から本件証券損害の賠償請求に係る相談を受けていたところ、同年10月下旬頃までの間に、原告に対し、「（原告の被害金額の）半分は取り返してあげられる。」、「過去に岡三証券の事件を

扱ったことがある。」、「決めちゃいましょうよ。」、「やってよかったと思う時が来ます。」などと述べ、原告をして、被告山本に依頼すれば本件証券損害を取り戻せるかもしれない信じ込ませた上で、本件契約書を作成させ、これに基づき、同月29日、被告会社に対して367万5.000円を振込送金させた。

この点、本件契約書の「調査事項」欄には、「安田[]氏の現勤務先及びそれにかかる調査」との記載があるが、そもそも安田の勤務場所調査は原告の本件証券損害の回復にとって意味がないこと、被告山本は、本件契約締結前における原告とのやりとりの中で、相手の言いなりになってしまふ原告の性格や法的事項に関する知識の低さを認識していたこと、367万5.000円との費用額は、勤務場所調査のための費用としては、社会通念上も被告会社の料金体系との比較においても極めて高額であること

(しかも、被告会社における通常の支払方法と異なり、前払いとされている。)に鑑みれば、被告山本は、原告に対しては本件証券損害の回復を約束しつつ、弁護士法違反にならないような外形を作出すべく、損害回復のために安田の勤務場所調査が必要であるかのように述べ、原告をその旨信じさせた上で、上記のような記載のある本件契約書を作成したものであることが明らかである。

ところが、被告山本は、原告が上記のとおり振込送金した後、突然に原告との連絡を絶ち、その後現在に至るまで、原告に対し、本件証券損害の回復に係る調査はもちろん、「安田[]氏の現勤務先及びそれにかかる調査」の結果すら報告していない。

イ 被告山本は、弁護士ではなく、岡三証券との和解その他の法律事務を行うことができないのであるから、原告の本件証券損害の回復を図る手段を持たず、かつ、その意思もなかったにもかかわらず、上記アのとおり、原告に対し、損害を取り戻せるなどと繰り返し述べて欺罔し、その旨信用さ

せた上で、本件証券損害の回復のための費用名目により 367万5000円を支払わせたものである。

かかる被告山本の行為は、それ自体が原告に対する詐欺行為であるとともに、弁護士法 72 条及び 74 条 2 項にも違反する行為であって、原告に対する不法行為を構成することは明らかであるから、被告山本は、原告に対し、原告による上記支払額及び弁護士費用（36万7500円）相当額の損害賠償責任を負う。また、被告山本の上記行為は、被告会社の代表者としての行為でもあるから、被告会社も同様に原告に対する不法行為責任を負う。

ウ 仮に、被告山本らの上記アの行為が原告に対する不法行為を構成しないとしても、被告会社は、原告に対し、本件契約に基づく債務を何ら履行していないことから、原告は、予備的に被告会社に対し、平成 23 年 8 月 22 日に送達された本件訴状をもって、本件契約を解除する旨の意思表示をした。

よって、原告は、被告会社に対し、契約解除に基づく原状回復請求権として、原告が被告会社に支払った金員の返還及び弁護士費用相当額の支払を求める。

（被告山本らの主張）

ア 本件契約は、契約書記載のとおり安田の勤務場所調査を受任内容とするものであり、被告山本は、契約締結に先立ち、契約書及び重要事項説明書の全ての項目を読み上げて説明し、被告会社の受任内容が契約書記載のとおりであることの了承を得た上で、原告の署名を受けたものである。そして、被告会社は、原告から送金を受けた後直ちに調査に着手し、平成 22 年 2 月頃に安田の勤務場所が判明したので、同月 4 日午後 4 時頃に原告の指定場所（原告の自宅近くのさわやか信用金庫美原支店前）に赴き、口頭により 15 分程度かけて調査の経緯や結果を報告している。

イ 原告は、本件契約に基づく調査費用が高額であるなどと主張するが、本件契約締結前の原告からの聴き取り調査において、原告が岡三証券に苦情を申し立てた直後に安田が九州方面に転勤になったことなどを聴取し、同社の規模からして経費や人件費だけでも相当な額を要することが予想された上、調査を行っていることを知られないようにしつつ、わずかな本人状況に基づいて調査しなければならないという特殊性があったことから、通常の勤務場所調査よりも高額となり、かつ、その総額につき前払いを求めることとなったものである（なお、被告会社の料金体系の「行方調査1件50,000円から」とは、事前の情報が確実なものであって遠方への出張等を伴わず、1日以下で完了するような調査を対象としている。）。現に安田は、原告からの事前情報とは異なる場所（神戸）に勤務していたため、予想どおり大変な調査となった。

(2) 被告藤本らの会社法429条1項に基づく損害賠償責任なし共同不法行為責任の有無（争点2）

（原告の主張）

ア 被告山本らの上記(1)の不法行為は、本件における原告の被害態様や、東京都行政書士会の被告藤本に対する処分（甲7の1）の原因となった事件の被害態様等に照らせば、被告山本が偶発的に行ったものではなく、被告会社の営業方針ないし営業姿勢に起因する組織的、構造的な現象であることは明らかである。被告藤本らは、取締役として被告会社の事業につき適法かつ適切に業務遂行する義務があったにもかかわらず、平成21年1月頃から開始されていた被告山本の原告に対する勧誘行為につき、取締役会で問題視することなく放置したことにより、原告は被告会社に多額の金員を振込送金するに至っているのであるから、被告藤本らにつき、その職務を行うについて悪意又は重過失があったことは明らかである。

この点、被告藤本らは、本件契約締結当時既に取締役を辞任していた旨

主張するが、かかる事実を裏付ける客観的証拠を欠いていることに加え、取締役退任登記のための登録免許税はごく少額であるにもかかわらず、その登記手続を行っていないことからすれば、被告藤本らの主張は信用できない。

よって、被告藤本らは、原告に対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

イ 仮に、被告藤本らが、被告山本らの原告に対する不法行為の前に被告会社の取締役を辞任していたとしても、原告に対し、被告山本らと共同して不法行為責任を負うものと解すべきである。

すなわち、詐欺的商法を組織的常態として行っていた会社において、いったんこれに加功した者は、同社を退職するなどして詐欺的商法から離脱したとしても、離脱に際して積極的に結果発生を防止する措置を講じない限り、加功と損害との間の因果関係が遮断されたとみるべきではなく、離脱後の行為についても共同不法行為責任を負うものと解される。

これを本件についてみると、被告藤本らは、「街の法律家110番」事業が被告会社を使った弁護士法違反の不法行為スキームであることを認識していたのであるから、被告会社の取締役を辞任するに際しては、他に弁護士法違反のおそれのある事案がないかどうかを確認し、かかる事案があれば直ちに止めさせるなどして、被害防止に向けた措置を講ずべきであった。しかるに、被告藤本らはかかる措置を講ずることなく辞任したのであるから、被告藤本らの辞任前の関与と原告の損害との間に因果関係を認めるのが相当である。

(被告藤本らの主張)

ア 被告会社は、平成21年3月、第二東京弁護士会非弁護士取締委員会から、「街の法律家110番」事業について事情聴取を受けた際、被告会社が当該事業の契約主体となることにつき弁護士法との関係で疑義がある旨

の指摘を受け、被告会社の顧問的立場にあった弁護士からも本件事業を廃止した方がよいとの助言を受けたことから、当該事業を廃止することとし、これに伴い、被告会社自体を縮小することとした。

もともと被告藤本らは、「街の法律家110番」事業に必要であったために被告会社の取締役に就任していたことから、当該事業の廃止に伴い、同年5月31日付けで取締役を辞任することとなった。同時に、被告会社は、縮小後の被告会社の実態に合った機関設計として、被告会社の取締役会及び監査役を置く旨の定款の定めを廃止することとし、同日に開催された臨時株主総会においてその旨の決議がされた。

以上のとおり、被告藤本らは、平成21年1月頃以降の原告と被告山本とのやりとりについては全く知らないし、その後間もなく被告会社の取締役を辞任したのであるから、本件契約締結及びこれに基づく原告の被告会社に対する振込送金につき、取締役としての責任を負うものではない。

なお、被告藤本らは、被告山本に対し、何度か取締役退任登記及び定款の定めの廃止登記を行うよう求めたが、被告会社において登録免許税及び司法書士報酬（合計すると10万円を超えることになる。）の捻出が困難との理由から、現在までその登記手続は行われていない。

イ　原告は、刑法上の共犯関係からの離脱の理論により、被告藤本らは責任を免れない旨主張するが、当該理論は、刑法上の構成要件的結果の実現に向けた共謀ないし共犯者の故意の共同の存在が前提となるところ、被告藤本らはかかる故意を有していないのであるから、かかる理論によって被告藤本らの責任を認めることはできない。また、そもそも被告会社は詐欺的商法を組織的常態として行っていた会社ではないのであるから、かかる意味においても原告の主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 爭点1について

(1) 前記前提事実のとおり、原告が、平成21年1月頃から、被告会社ないしその代表者である被告山本に対して本件証券損害の賠償請求に関する相談をしていたこと、同年10月27日に被告会社との間で本件契約を締結したことは、いずれも原告と被告山本らとの間に争いがないところ、その間の経緯に関し、原告は、被告山本らは上記相談の過程で、本件証券損害を取り戻せるなどと繰り返し述べ、原告をその旨信用させて本件契約を締結させたものであり、本件契約書の記載も弁護士法違反を免れるために被告山本らが外形を作出したにすぎない旨主張し、同旨の陳述（甲8）をするのに対し、被告山本らは、被告会社の受任内容が安田の勤務場所調査であることは本件契約書に記載されているし、本件契約締結に際して原告にその旨を十分に説明した旨主張し、被告山本も同旨の供述ないし陳述（乙イ1、8）をする。

(2) そこで検討するに、前記前提事実、証拠（甲8、乙イ1）及び弁論の全趣旨によると、原告は、上記のとおり被告会社ないし被告山本に相談を持ちかけていた中、同年6月頃に証券・金融商品あっせん相談センターに対して本件証券損害につき相談ないしあっせん申立てを行ったが、あっせん委員の提示した600万円との和解金額に納得がいかず、その後に再び被告会社ないし被告山本と連絡をとるようになった中で本件契約を締結するに至ったことが認められるところ、かかる経緯に鑑みれば、原告は、本件証券損害の回復として、あっせん委員の提示した和解金額を上回る金額を得られるとの判断に基づいて本件契約を締結したことが推認される。

また、本件契約に基づく調査費用額（367万5000円）は、安田の勤務場所調査のための費用としては、社会通念に照らしても、また、被告会社の料金体系（甲9）に照らしても高額にすぎることに加え（被告山本らは、安田の勤務場所調査の困難性等についてるる主張するが、被告会社が現に行つた調査の内容については何ら主張せず、被告山本もその点についての供述を拒んでいることからすると、かかる主張を採用することはできない。），

仮に被告会社の調査によって安田の勤務場所が判明したとしても、そのことによって直ちに本件証券損害が回復するわけではないことからすれば、原告が、本件契約の対象となる役務が安田の勤務場所調査のみであると認識して本件契約を締結し、上記金員を支払ったものとは到底解されない。

以上の事実と、本件契約書の「※成功報酬は14%とする。」との記載と併せ考えれば、被告山本らは、本件契約締結に際し、原告に対し、被告会社ないし被告山本において本件証券損害を回復することができる旨を説明し、具体的な回復見込額を提示した上で、その1.4パーセント相当額を本件契約に基づく成功報酬額（本件契約書記載の成功報酬預り金270万円又はこれに着手金80万円を加えた350万円）としたものと解するのが相当である（なお、原告の陳述書記載の損害額（原告名義で少なくとも2000万円、原告の夫名義で500万円の合計2500万円）の1.4パーセント相当額が350万円となる。）。被告山本はこれを否認する供述をするが、他方で、「※成功報酬は14%とする。」との記載の意味に関してあいまいな供述を繰り返していることに照らせば、この点に関する被告山本の供述は信用することができない。

(3) 一方、証拠（乙ロ1、乙ハ1、被告山本、被告藤本）及び弁論の全趣旨によると、被告山本は、遅くとも本件契約締結時には、被告会社が本件証券損害の回復に係る契約の主体となることが弁護士法に抵触するおそれがあることを認識していたものと解される上、実際上も、被告会社ないし被告山本が本件証券損害を回復する手立てを有していたとは解されない。

また、被告山本の陳述書（乙イ8）によると、被告山本は、本件契約締結に先立ち、原告から、原告が岡三証券担当者にキャッシュカードを預け、自己の口座から同社の口座への入金まで任せていたこと、同社に1億円以上を預託したまま、同社担当者に言われるまま押印するなど運用を任せきりにし、原告自身は投資先すら認識していないかったこと、本件証券損害発生後、同社

から開示を受けた取引明細の一部のみによって同社への預託額を計算すべく、30万円もの報酬を支払って公認会計士に計算を依頼したことなどを聴取し、かかる原告の行動につき内心あきれ返るなどしていたというのであるから、被告山本は、かかる原告の過去の行動やそこからうかがわれる性向等を認識した上で本件契約締結に至ったものといえる。

以上の事実に、被告山本が原告に対し、本件契約書の記載内容や被告会社の料金体系（甲9）に反して、調査費用の全額を前払いさせていることや、仮に、被告山本らの主張するように、被告山本らが原告に対して安田の勤務場所を報告した事実が存在したとしても、多額の調査費用の支払を受けながら調査報告書を作成せず、路上における口頭報告にとどめること自体が、探偵業者の行動としておよそ考え難いものであることなどの事情を併せ考えると、被告山本は、原告から調査費用名目で多額の金員を詐取することをもくろみ、上記(2)のとおり原告に本件証券損害の回復を持ちかけ、その回復見込額を基準とする成功報酬額を提示しつつ、契約上の受任内容については巧みに調査業務に切り替えた上で本件契約を締結し、被告会社によって本件証券損害の回復がされるものと信じた原告から金員の支払を受け、これを領得したものと推認することができる。

そうである以上、かかる被告山本の行為は、原告の財産権を侵害したものとして、原告に対する不法行為に該当するものというべきであるし、それは自らが代表者を務める被告会社の行為としての側面も有するものであるから、被告会社も、被告山本と共同して不法行為責任を負うものというべきである。

(4) 以上によると、原告は、被告山本らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、被告会社への支払額と同額である367万5000円及び原告の本訴提起に係る弁護士費用36万7500円（当該弁護士費用も、被告山本らの上記不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。）並びにこれに対する不法行為の後の日である平成23年8月23日から支払済みまで民

法所定の年5分の割合による遅延損害金の請求権を有する。

2 爭点2について

(1) 証拠 (甲7の1及び2, 甲12, 乙イ3ないし5, 8, 9, 乙ロ1, 2, 乙ハ1, 被告山本, 被告藤本) によると, 以下の事実を認めることができる。

ア 行政書士であった被告藤本は, 被告会社から書面作成等の依頼を受けるなどして, また, ウェブ製作会社の代表者を務めていた被告石川は, 被告会社のホームページについての相談を受けるなどして, それぞれ被告会社と関わっていたところ, 平成17年頃, 被告会社が調査業務と行政書士による書面作成業務を併せて提供する事業(「街の法律家110番」事業)を発案し, これを被告会社の事業として行うこととなつたため, 被告藤本が行政書士として, 被告石川が広告宣伝に関するアドバイザーとして, それぞれ当該事業に関わるようになり, さらに被告藤本らは, 被告山本の依頼により, 平成19年6月までに被告会社の取締役に就任した(ただし, 被告藤本らは, 被告会社から取締役報酬の支払は受けていなかつた。)。

イ その後, 被告会社は, 「街の法律家110番」事業を展開していたが, 平成21年3月頃, 第二東京弁護士会非弁護士取締委員会から, 被告会社が当該事業の契約主体となることにつき弁護士法との関係で疑義がある旨の指摘を受け, さらに被告会社の顧問的立場にあった弁護士からも本件事業の廃止を助言されたことから, 被告会社は, 同月には「街の法律家110番」事業を廃止することとなつた。

ウ 被告藤本らは, もともと「街の法律家110番」事業の展開のために取締役に就任したものであつたことから, いずれも当該事業の廃止に伴つて被告会社の取締役を辞任することで被告山本の了解を得, 平成21年5月31日付けで辞任することとなつた(なお, 原告は, 辞任に伴う登記手続がされていないことをもつて辞任の事実を争うが, 前掲証拠に照らすと, この点に関する原告の主張は採用し得ない。)。同時に, 被告会社は, 取

締役会及び監査役を置く旨の定款の定めを廃止することとし、同日に開催された臨時株主総会においてその旨の決議がされた。

(2) ところで、上記①において認定した被告山本らの原告に対する不法行為は、被告藤本らの取締役辞任に先立つ平成21年1月頃からの、被告山本ないし被告会社に対する本件証券損害の賠償請求に関する相談を契機とするものであるが、被告会社における「街の法律家110番」事業の廃止ないし被告藤本らの取締役辞任より前から、被告山本らによる上記不法行為ないしその一部がされていたことを裏付けるに足りる的確な証拠はなく、かえって、上記事業廃止に伴い収入源を失うこととなつたために上記不法行為に及ぶに至つたものと解するのが自然であるといえる。

上記のとおり、そもそも被告山本らによる上記不法行為が被告藤本らの取締役辞任後にされたものと解される以上、被告藤本らには、「職務を行うについて悪意又は重大な過失」（会社法429条1項）を認めることはできず、被告藤本らが同条項に基づく損害賠償責任を負う旨の原告の主張は失当である。

(3) また、原告は、仮に、被告藤本らの取締役辞任後に被告山本らによる上記不法行為がされたとしても、被告藤本らが被害防止に向けた措置を講ずることなく辞任した以上、被告藤本らの辞任前の関与と原告の損害との間に因果関係が認められ、被告山本らと共同で不法行為責任を負う旨主張する。

しかしながら、上記①に認定したとおり、本件における被告山本らによる不法行為は、被告会社における「街の法律家110番」事業の廃止及び東京都行政書士会の被告藤本に対する処分（甲7の1及び2）の対象となつたいわゆる非弁行為ではなく、むしろ詐欺行為ともいべきところ、被告会社が被告藤本らの取締役辞任前から同様の詐欺行為を行い、かつ、被告藤本らがこれに関与していたことを認めるに足りる的確な証拠はない（独立行政法人国民生活センターの回答書（甲11）によつては、かかる事実を認定するこ

とはできない。）。 そうである以上、 被告山本らの上記不法行為につき被告藤本らが共同不法行為責任を負う根拠を欠くものというべきであるから、 原告の上記主張を採用することはできない。

(4) よって、 原告の被告藤本らに対する請求は理由がない。

3. 結論

以上のとおり、 原告の本訴請求のうち、 被告山本らに対する請求については理由があるからこれを認容し、 被告藤本らに対する請求については理由がないからこれを棄却することとして、 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

裁判官 日 景 聰

(別紙)

当事者目録

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗
同 浅井淳子
同 太田賢志
同 佐藤顕子
同 五反章裕

横浜市中区元浜町三丁目21番2号

被 告 株式会社よいルームネットワーク
同代表者代表取締役 山本 [REDACTED]

三重県 [REDACTED]

被 告 山本 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 藤本 [REDACTED]

被 告 石川 [REDACTED]

以上

これは正本である。

平成24年11月30日

東京地方裁判所民事第44部

裁判所書記官 中尾千春